

欠損金の繰越期間の延長

平成23年12月2日に、平成23年税制改正の一項目が施行されました。
中小企業にとっての要点は、2つあります。

その① 繰越期間が延長されました。

従来は、7年でしたが、9年になりました。

その② 平成20年4月1日以後終了事業年度に生じた欠損金から適用されます。

月末決算

3月決算	平成20年4月1日 から	平成21年3月31日	に生じた欠損金から。
4月決算	平成19年5月1日	平成20年4月30日	
5月決算	平成19年6月1日	平成20年5月31日	
6月決算	平成19年7月1日	平成20年6月30日	
7月決算	平成19年8月1日	平成20年7月31日	
8月決算	平成19年9月1日	平成20年8月31日	
9月決算	平成19年10月1日	平成20年9月30日	
10月決算	平成19年11月1日	平成20年10月31日	
11月決算	平成19年12月1日	平成20年11月30日	
12月決算	平成20年1月1日	平成20年12月31日	
1月決算	平成20年2月1日	平成21年1月31日	
2月決算	平成20年3月1日	平成21年2月28日	



適用要件 帳簿書類の保存期間は、7年間ですが、欠損金の生じた年度の帳簿書類の保存が条件になります。つまり、9年間ということになります。

他に、資本金が1億円超の法人などは、欠損金の繰越控除額が、所得金額の80パーセントに制限されます。

中小企業は、従来通り、100パーセントです。

例えば 3月決算法人が平成20年度の赤字が2000万円だった。

	決算数字	繰越赤字	課税所得	法人税(30%とする)
平成21年度	1,000,000	19,000,000	0	0
平成22年度	0	19,000,000	0	0
平成23年度	2,000,000	17,000,000	0	0
平成24年度	3,000,000	14,000,000	0	0
平成25年度	4,000,000	10,000,000	0	0
平成26年度	2,000,000	8,000,000	0	0
平成27年度	0	8,000,000	0	0
平成28年度	6,000,000	2,000,000	0	0
平成29年度	6,000,000	0	4,000,000	1,200,000
平成30年度	6,000,000	0	6,000,000	1,800,000